

(3) 読書ボランティアによる取組

① 情報収集・提供の充実

- ・県立図書館において、毎年、県内の読み聞かせグループ等のボランティア団体を調査し、情報をホームページで公開しました。

② 研修機会等の支援

- ・県立図書館及び県内公立図書館において、読書ボランティア団体のスキルアップや交流につながる各種研修や講座・講演等を開催しました。

③ 子ども読書に関わる機関や団体等のネットワークの構築

- ・県教育委員会（社会教育課）において、子ども読書関係者の連携強化をめざして「子どもと本をつなぐネットワークフォーラム」（平成26～28年度）を開催しました。また、フォーラムをきっかけに、地域で子ども読書関係者や団体のネットワーク化の動きが見られました。
- ・家庭・地域・学校が連携して子どもの読書活動を推進していくことをめざし県教育委員会（社会教育課）の呼びかけで、平成26年度、「子どもと本をつなぐネットワーク推進会議」が発足し、会議を重ねながら情報共有や交流を深めました。平成30年度からは、関係者が気軽に情報交換できる場を増やすため、「大分県子どもと本をつなぐ会」としてリニューアルし関係者の交流が継続しています。

○「子どもと本をつなぐネットワークフォーラム」(平成26～28年度)

○「子どもと本をつなぐネットワーク推進会議」(平成26～29年度)

○「大分県子どもと本をつなぐ会」(平成30年度～)

④ 「子どもゆめ基金」等の活用の促進

- ・国の民間団体に対する支援である「子どもゆめ基金」や各種財団事業による助成の情報を、公立図書館を通じて周知しました。

3 学校等における取組

(1) 幼稚園・保育所等における取組

① 資料・設備の整備・充実

- ・県立図書館では、幼稚園・保育園等の施設へ長期に資料を貸出する支援（団体貸出）を行いました（1000冊まで・3か月間貸出）。

② 絵本等に親しむ機会の充実

- ・幼稚園や保育所等での読み聞かせは概ね定着し、それぞれの施設において季節や行事にあわせた読み聞かせが、手あそびやわらべうたなどを取り入れながら行われました。

③ 公立図書館や保護者・読書ボランティア等との連携・協力の推進

- ・ 県立図書館の県内読み聞かせ等グループ調査では、幼稚園や保育所・子ども園を主な活動場所としている団体も見られ、地域の読書ボランティアと連携して園児が本と触れ合う時間をつくる取組が進められています。
- ・ 学校等と保育の現場が連携し、読み聞かせを学んだ児童・生徒が保育園等を訪問し、読み聞かせを実施する取組が多く見られるようになりました。

(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組

① 学校における体制づくりの推進

【小学校・中学校】

- ・ 県教育委員会（社会教育課）において、小・中学校の学校図書館の開館体制の整備と活性化をめざして、「学校図書館活用教育支援事業」（平成26～28年度）を実施しました。事業のメインであるアドバイザー派遣（司書の専任配置がある小学校対象）では、モデル校へ民間の学校図書館アドバイザーを派遣し、1年間かけて、館内整備、蔵書の充実、読書活動の活性化、授業活用の促進を行いました。
- ・ 県の指導主事による学校訪問の際には、学校図書館に関する状況を把握するとともに、読書活動の推進についての指導と助言を行いました。

○「学校図書館活用教育支援事業」(平成26～28年度:社会教育課)

【高等学校】

- ・ 県教育委員会（高校教育課）において、県立高等学校の活性化を図るため、平成25年に教育委員会へ提出した提言「県立高等学校図書館の活性化・活用について」に基づき、「大分県学校図書館活性化推進プラン」（平成26～28年度）を実施し、校長、司書教諭、学校司書等の学校図書館関係者への研修会により学校図書館活用教育の体制作りと資質の向上を図りました。
- ・ 学校図書館活用教育に係る研究校（別府翔青高等学校）を指定して学校司書を2名配置し、学校図書館の活性化に向けて学校全体で組織的に取り組み、3年間の実践を県下の高校に普及しました（平成27～29年度）。

○「大分県学校図書館活性化推進プラン」(平成26～28年度:高校教育課)

○「県立学校図書館教育推進者研修」年3回(平成26～28年度:高校教育課)

○「県立臨時学校司書研修」年1回(平成26～28年度:県教育センター)

○研究指定校による取組の普及(平成27～29年度:高校教育課)

○「新任学校司書研修」年1回(平成29年度～:県教育センター)

○「図書館活用研修」年1回(平成29年度～:県教育センター)

② 読書習慣の確立・読書指導の充実

- ・ 「学校図書館活用教育支援事業」（平成26～28年度）において、小・中学校の学校司書等を対象としたスキルアップ研修会を県内6地区で年2回開催し、関係者の資質向上と読書指導の充実を図りました。

○『学校司書スキルアップ研修会』年2回×6地区(平成26～28年度:社会教育課)

- ・ 授業と関連した図書の紹介が容易にできるように、『授業に役立つ小学校ブックトークシナリオ集』（県教育委員会・社会教育課）を作成し、全小学校

へ配布しました（平成28年度）。

○『授業に役立つ小学校ブックトークシナリオ集』発行（平成28年度：社会教育課）

③ 学校図書館の整備・充実

- ・「学校図書館活用教育支援事業」（平成26～28年度）において、モデル小学校を中心に、授業で活用できる図書館をめざした資料収集について助言しました。
- ・学校図書館の蔵書のデータベース化（電算化）の取組は、小学校・中学校においては、地域差がありますが、全国平均より大きく進んでいる状況です。県立高校ではすでに全校整備されています。

（参考）【学校図書館の蔵書のデータベース化の状況】

対象	平成26年度		平成28年度		平成30年度	
	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国
小学校	84.5%	71.5%	84.0%	73.9%	-	-
中学校	79.5%	69.7%	85.6%	72.7%	-	-
高等学校	100%	90.1%	100%	91.3%	-	-

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

④ 学校図書館活用推進のための人的配置の推進

- ・「学校図書館活用教育支援事業」（平成26～28年度）において、学校図書館アドバイザー派遣等により学校司書の専任配置を推進したほか、学校司書の勤務を補完する学校図書館ボランティアを派遣する経費支援を行い、小学校における学校司書の配置充実を推進しました。
- ・さらに各市町村が作成する学力向上アクションプランへの位置付けなどを通して、小・中学校における学校司書の専任配置を促しました。
- ・小・中学校における学校司書の配置は、兼任も合わせると平成28年度に配置校が100%となりました。また、学校司書の専任配置の割合も大きく向上しました。

⑤ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ・これから学校図書館で読書ボランティアとして活動する方々に向けてハンドブック等を作成しました。
 - ガイドライン「変わる学校図書館 ひろがる学校図書館ボランティア」発行
 - 「学校図書館ボランティアハンドブック」発行（共に平成26年度：社会教育課）

⑥ 障がいのある子どもの読書活動の推進

- ・「第4回大分県図書館大会」（平成29年度）のテーマとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）に対応する学校図書館・公共図書館の在り方を設定し、関係者で課題を共有しました。
- ・県立図書館において、伊藤忠記念財団と共催し、公立・学校図書館関係者を

- 対象に「読書バリアフリー研究会」を実施しました（平成29年度）。
- ・県立図書館において、日本国際児童図書評議会（JBBY）と共催し、「世界のバリアフリー児童図書展－IBBY選定バリアフリー児童図書2017－」として世界21か国のバリアフリー児童図書を展示しました（平成30年度）。
 - ・県立図書館において、障がいの状態に応じた読書活動の充実のため、特別支援学校にマルチメディアDAISY（デージー）図書など障がいを解消するため有効な媒体の導入が進められました。
 - ・盲学校・聾学校以外の特別支援学校において、学校司書の配置が始まり、読書環境の整備や読書支援が促進されました。

（参考） **【県立特別支援学校における学校司書の配置状況】**

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
配置校数	1	1	3	3	3
未配置校数	15	15	13	13	13

資料：特別支援教育課

4 普及啓発活動

（1）普及啓発活動

① 普及啓発活動の推進

ア) イベント等による普及啓発活動の推進

- ・県教育委員会（社会教育課）において、読書イベント「子ども読書サミット」を実施し、子ども司書の取組発表や児童文学作家の講演により、楽しく読書の啓発を図りました。
 - 「子ども読書サミット」年1回（平成28年度～：社会教育課）
- ・「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」に、県立図書館をはじめ、県内の公立図書館や学校図書館において、子どもが読書に親しむ行事が開催されました。
- ・県の教育委員会広報誌『教育だよりおおいた』に読書関係の記事や学校向けのサービス、県立図書館の行事を掲載し、県内の小・中・高校生と保護者へ情報提供と啓発を行いました。

イ) 優れた取組の奨励

- ・国の表彰制度への推薦を積極的に行い、優れた取組の奨励を図りました。さらに、県教育委員会（社会教育課）において、自薦による「大分県子ども読書活動コンクール」を実施し、学校・図書館・団体の優れた取組を広く掘り起こし、実践例を広く紹介しました。

○「大分県子ども読書活動コンクール」の実施（平成25～27年度）

ウ) 各種媒体による広報活動の推進

- ・県立図書館において、SNS（フェイスブック）を立ち上げ、子ども読書関係の行事や展示などの情報をすばやく発信しました。
- ・県立図書館において、大分合同新聞や子育て情報誌「ワイヤーママ」「クルール」でお勧めの本の紹介や行事案内等を行いました。

- ・ 県教育委員会（社会教育課）では、中学生に読書の楽しさや大切さを啓発するチラシを作成し、県内の全中学生に配布しました（平成30年度）。
- ・ 県の広報番組に子どもの読書活動を毎年取り上げ、啓発しました。
- ・ 大分合同新聞の子ども版『GODOジュニア』に子ども司書がお勧め本をリレー連載し、同世代の子どもへ本を紹介しました（平成28年度～）。

② 子どもの読書への関心を高める取組

ア) 子ども司書（子ども読書リーダー）の育成

- ・ 県教育委員会（社会教育課）において、市町村教育委員会と協力し、県の子ども読書リーダーとして「大分県子ども司書」の育成を開始しました。育成にあたっては、図書館・学校・読書ボランティアが協力して取り組み、地域の子どもの読書関係者の連携をさらに深めました。
- ・ 1年かけて育成した子ども司書は、県内各地の公立図書館や学校の読書イベントへの協力や読み聞かせなどの活動を行い、県民へ広く読書の楽しさを伝えました。

○子ども司書育成事業(平成28年度～:社会教育課)



活動例【読書イベントで読み聞かせ（中津市）】 【ビブリオバトル大会を運営（佐伯市）】

(参考) 【大分県子ども司書 協力市町村数と育成人数】 ※平成28年度開始

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	累計
協力市町村数	6	10	12	
育成人数	88人	83人	97人	268人

※3年間で全18市町村を対象にモデル実施

イ) 本の魅力を同世代に伝える取組の推進

- ・ 同世代で本を紹介し合う取組により中・高校生の読書活動を活性化させるため、県教育委員会（社会教育課）において、ビブリオバトルの県大会を学校図書館協議会及び県立図書館と協力して開催しました。
 - 『ビブリオバトル指導者研修会』県内6地区で開催(平成28年度:社会教育課)
 - 『高等学校ビブリオバトル大分県大会』年1回(平成27年度～:社会教育課)
 - 『中学校ビブリオバトル大分県大会』年1回(平成28年度～:社会教育課)

<参考資料>

1. 用語解説（50音順）

○NIE【Newspaper in Education】（p.25）

学校などで新聞を授業の教材として活用すること。

○OLLブック（p.16）

文字を読むことや、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう、ふりがなや絵文字、大きな絵や写真を使うなど理解しやすい工夫をした本。

○大分県図書館情報ネットワーク【OLIB】（p.16）

大分県立図書館のホームページからアクセスできる、県内の公立図書館、学校図書館向けの県立図書館蔵書検索及び予約システム。

○学校図書館図書標準（p.4）

文部科学省が、公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じて定めた図書の標準冊数。

○子ども司書（p.5）

大分県において、子どもの読書活動の推進を図る目的で育成している子ども読書リーダー。1年間の子ども司書修行を経て、県から認定される。子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える取組。

○子ども読書の日（p.14）

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第10条に基づき、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた啓発日。毎年4月23日。

○子どもゆめ基金（p.20）

（独）国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成を行うもの。

○ストーリーテリング（素話）（p.14）

語り手が昔話や物語を覚えて、聞き手に語り聞かせること。

○地域学校協働活動推進員（p.18）

地域学校協働活動を推進するためのコーディネーターの役割をもつ地域住民。教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報共有や地域住民等に対する助言等を実施。

○読書会（集団読書）（p.25）

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。同じ本を読む、異なる本を読む、事前に読む、その場で読む等、様々な方法がある。読書会をすることで、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

○パネルシアター (p. 14)

白や黒の起毛した布地を張ったパネル（舞台）に、不織布で作った人形や絵を貼ったり外したり動かしながら、話しの内容に沿って演じる、動く紙芝居のようなもの。

○ビブリオバトル（知的書評合戦） (p. 5)

おもしろいと思った本を持ち寄り、5分間で本を紹介、2.3分間全員でディスカッションをする。全員の発表が終わったら、「どの本が一番読みたくなったか」を基準にチャンプ本を決める活動。

○ブックスタート (p. 12)

乳幼児健康診断などの機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す取組。

○ブックトーク (p. 25)

一つのテーマにそって、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

○ペア読書（リーディング・バディ） (p. 25)

二人組で行う読み聞かせ活動。高学年の児童と低学年の児童など、ペアになって本を読み聞かせる取組。

○放課後子供教室 (p. 18)

地域住民等による小学校や公民館等での放課後の学習支援、体験機会の提供をおこなうもの。

○放課後児童クラブ (p. 18)

保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して遊びや学習の場を与え、その健全な育成を図るもの。

○マルチメディアDAISY（デイジー） (p. 16)

文字、音声、絵を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。パソコンを使って再生し、読むスピードや文字の大きさ、色を変えることもできる。

○幼年童話 (p. 10)

絵本と児童書の間になる図書。自分で長めのお話を読めるようになり、絵本では物足りなくなった時期の子どもたちに適した童話。

○レファレンス（レファレンスサービス） (p. 9)

仕事や日常生活、研究のうえで何か調べものをする利用者に、図書館員が必要な資料や情報入手のお手伝いをするサービスのこと。

2. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3. 第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)概要

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書館の貸出冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

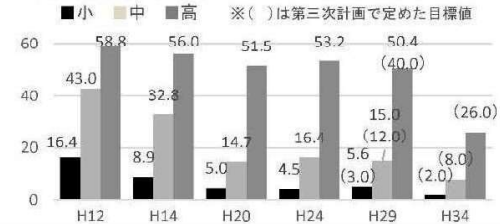
	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立) 専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。
学習指導要領の改訂(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。
情報化社会の進展 スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

- ① **読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進**
 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等
 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等
 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等
 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等
- ② **友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実**
 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ **情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析**
 [スマートフォンの利用と読書の関係 等]

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率
 ◆第三次基本計画で定めた目標
 市：100% 町村：70%
 ◆平成28年度実績
 市：88.6% 町村：63.6%
 ※H29末目標
 ※第四次計画でも引き続き達成を目指す

市町村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携 等
都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言 等
国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等) 等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

- ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- ◆家庭での**読書の習慣付け**の重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す**ブックスタート**
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す**家読(うちどく)** 等

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

◆**学習指導要領を踏まえた読書活動の推進**

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
- ・障害のある子供の読書活動の促進

◆**読書習慣の形成、読書の機会の確保**

- **全校一斉の読書活動**、卒業までの読書目標の設定、**子供による図書紹介** 等

◆**学校図書館の整備・充実**

- ・**学校図書館図書整備等5か年計画**の推進
- ・**学校図書館図書標準**の達成
- ・情報化の推進
- ・**司書教諭・学校司書**等の人的配置促進

地域

- ◆**図書館未設置市町村**における設置
設置率(H27)：市98.4%、**町61.5%**、**村26.2%**

◆**図書館資料、施設等の整備・充実**

- 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等

◆**図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施**

- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- ・インターネット等を活用した情報提供

◆**司書・司書補**の適切な配置・研修の充実

◆**学校図書館やボランティア等との連携・協力**

- ・**学校図書館**や**地域の関係機関**との連携
- ・ボランティア活動の促進
- ・**地域学校協働活動**における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
→ **読書会**、**図書委員**、「**子ども司書**」、**ブックトーク**、**書評合戦(ビブリオバトル)** 等

民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

普及啓発活動

- ◆「**子ども読書の日**」(4月23日)
- ◆「**文字・活字文化の日**」(10月27日)
- ◆**優れた取組の奨励**(**地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰** 等)

4. 県内公立図書館等一覧

(令和元年11月現在)

No	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大分県立図書館	870-0008	大分市王子西町14番1号	097-546-9972
2	中津市立小幡記念図書館	871-0056	中津市1366番地1	0979-22-0679
3	中津市立三光図書館	871-0102	中津市三光成恒437番地2	0979-43-2032
4	中津市立本耶馬溪図書館	871-0202	中津市本耶馬溪町曾木1800番地	0979-52-3033
5	中津市立耶馬溪図書館	871-0405	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地	0979-54-3111
6	中津市立山国図書館	871-0712	中津市山国町守実130番地	0979-62-2141
7	豊後高田市立図書館	879-0605	豊後高田市御玉101-1	0978-25-5115
8	宇佐市民図書館	879-0453	宇佐市大字上田1017番地の1	0978-33-4600
9	宇佐市民図書館安心院分館	872-0521	宇佐市安心院町下毛2130番地	0978-44-2800
10	宇佐市民図書館院内分館	872-0332	宇佐市院内町山城39番地	0978-42-6800
11	姫島村中央公民館図書室	872-1501	東国東郡姫島村1681-2	0978-87-2540
12	国東市くにさき図書館	873-0503	国東市国東町鶴川160番地の2	0978-72-3500
13	国東市国見図書館	872-1401	国東市国見町伊美2225-1	0978-82-1585
14	国東市武蔵図書館	873-0412	国東市武蔵町古市1131番地1	0978-69-0946
15	国東市安岐図書館	873-0202	国東市安岐町瀬戸田740番地1	0978-67-3551
16	杵築市立図書館本館	873-0002	杵築市大字南杵築268番地1	0978-62-4362
17	杵築市立図書館山香図書室	879-1307	杵築市山香町野原1010-2	0977-75-1055
18	杵築市立図書館大田図書室	879-0901	杵築市大田石丸445番地	0978-52-3111
19	日出町立図書館	879-1506	速見郡日出町3244番地1	0977-72-3232
20	別府市立図書館	874-0942	別府市千代町1番8号	0977-23-2453
21	大分市民図書館	870-0839	大分市金池町1丁目5-1	097-576-8241
22	大分市民図書館コンパルホール分館	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-538-3500
23	臼杵市立臼杵図書館	875-0041	臼杵市大字臼杵6番地の16	0972-62-3405
24	臼杵市立臼杵図書館野津分館	875-0201	臼杵市野津町大字野津市184番地	0974-32-3317
25	津久見市民図書館	879-2431	津久見市大友町5番15号	0972-85-0080
26	由布市立図書館	879-5506	由布市挾間町挾間104番地1	097-586-3150
27	由布市立図書館庄内分館	879-5413	由布市庄内町大龍1400番地	097-582-0214
28	由布市立図書館湯布院分館	879-5102	由布市湯布院町川上3758番地1	0977-84-2604
29	佐伯市立佐伯図書館	876-0843	佐伯市中の島2丁目20番地33号	0972-24-1010
30	竹田市立図書館	878-0013	竹田市大字竹田1979	0974-63-1048
31	豊後大野市図書館	879-7125	豊後大野市三重町内田881番地	0974-22-7733
32	日田市立淡窓図書館	877-0003	日田市上城内町1番72号	0973-22-2497
33	玖珠町わらべの館	879-4404	玖珠郡玖珠町大字森868-2	0973-72-6012
34	九重町図書館	879-4803	玖珠郡九重町大字後野上17番地の4	0973-76-3888

子どもの読書活動推進に関連する経過

年度	国の動向	本県の動向
平 1 1 (1999)	「子ども読書年」に関する国会決議 (8月) (政府は、読書の持つ計り知れない価値を認め、(略)平成12年を「子ども読書年」とし、国を挙げて、子どもたちの読書活動を支援する施策を集中的に講ずるべきである。)	
平 1 3 (2001)	子どもの読書活動の推進に関する法律 (12月) ・政府は子どもの読書活動推進に関する基本計画を策定 ・地方公共団体は、基本計画を基本とし、地域の推進状況を踏まえた推進計画を策定するよう務めなければならない。 ・「子ども読書の日」(4月23日)	
平 1 4 (2002)	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第1次計画) (8月) ← 学校図書館図書整備5ヵ年計画(第2次)	
平 1 6 (2004)		大分県子ども読書活動推進計画(第1次) (2月) ○目標(重点的取組) ①読書習慣の形成(読書ボランティアの育成) ②あらゆる機会・場所における読書機会の提供 (優良図書リストの作成、市町村図書館支援)
平 1 7 (2005)	文字・活字文化振興法 (7月) ・学校教育における言語力涵養に必要な施策を講ずる。 ・司書教諭等の充実、図書館資料等の充実。 ・「文字・活字文化の日」(10月27日)	
平 1 9	学校図書館図書整備5ヵ年計画(第3次)	
平 2 0 (2008)	小・中学校学習指導要領改訂 (3月) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第2次計画) (3月) 「国民読書年」に関する国会決議 (6月) (国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興など(略)こうした気運の一層の発展をめざし、(略)平成22年を新たに「国民読書年」と定め・・・)	
平 2 1 (2009)	高等学校学習指導要領改訂 (3月)	大分県子ども読書活動推進計画(第2次) (3月) ○目標(重点的取組) ①読書習慣の形成 (学校における読書活動充実、学校図書館基盤整備) ②いつでもどこでも読書に親しめる環境の整備 (市町村推進計画の策定促進)
平 2 2 (2010)		学校図書館活用推進事業 (22～25年度) (18校にアドバイザー派遣、学校図書館の整備・活用)
平 2 4 (2012)	学校図書館図書整備5ヵ年計画(第4次) ・学校図書館に新聞配備、学校司書配置促進	
平 2 5 (2013)	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第3次計画) (5月)	学校図書館活用教育支援事業 (25～27年度) (36校に民間アドバイザー派遣、専任学校司書配置の促進)
平 2 6 (2014)		大分県子ども読書活動推進計画(第3次) (3月) ○目標 ①生きる力をはぐむ読書習慣の形成 ②いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備 ③図書資料を活用して調べる技能と態度の育成
平 2 7 (2015)	学校図書館法改正の施行 (4月) ・学校司書を学校図書館の職務に従事する職員に規定	・高等学校ビブリオバトル大会開始
平 2 8 (2016)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (4月)	読書だいすき大分っ子育成事業 ・子ども司書育成事業 ・中学校ビブリオバトル大会開始
平 2 9 (2017)	小・中学校学習指導要領改訂 (3月) 学校図書館図書整備5ヵ年計画(第5次)	
平 3 0 (2018)	高等学校学習指導要領改訂 (3月) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第4次計画) (4月)	・中学生読書活動活性化事業 「みんなの読書」拡大推進事業 ・電子書籍実証実験
令元年 (2019)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (6月)	

第4次大分県子ども読書活動推進計画の概要

1 改定の趣旨

① 第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)策定(H30.4)を受けた見直し

- 改正のポイント
- ① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
 - ② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実



② 第3次計画期間中における国の動向への対応

- a 学習指導要領の改訂 主体的・対話的で深い学びの充実
- b 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行(H28.4)
- c 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行(R1.6)

障がい者への合理的配慮の提供義務、視覚障害者等に対する読書環境の総合的・計画的整備

③ 大分県長期教育計画(「教育県大分」創造プラン2016)中間見直しの反映

大分県長期教育計画の下位計画に位置付け、市町村の読書計画更新の指針とする

④ 第3次大分県子ども読書活動推進計画における目標達成状況や取組の検証

数値目標(指標)の達成状況

○成果が見られた指標

- ・公立図書館における児童書貸出冊数の増加。(+1冊)
- ・全市町村で子ども読書活動推進計画策定完了予定。(R1)
- ・学校司書の配置校(専任・兼任)が100%になった。

●不十分だった指標(達成率)

- ・学校段階が上がるにつれ、月1冊以上本を読む生徒が減少。
- ・高校における読書が好きな生徒の割合が横ばい。(79.2%)
- ・中学校で全校一斉の読書活動が進んでいない。(55.3%)
- ・図書標準を達成する中学校が伸びない。(67.2%)

課題

- ・学校段階が上がるにつれ読書量が減少していることから、各段階に応じた対策が必要。
- ・読書が好きな子どもの割合にあまり変化がないことから、子ども自身が読書の楽しさを感じる機会を充実させることが必要。
- ・全校一斉の読書活動を実施している中学校や高校が少ないことから、授業などでの学校図書館の活用が求められる。

第3次計画期間において、子どもを取り巻く読書環境は向上した。

第4次計画では、子どもたちの読書に対する関心や意欲を高める取組の充実が求められる。

2 第4次県推進計画策定のポイント

検討委員会:大分県子ども読書活動推進連絡会議

※計画の期間:令和2年度~令和6年度(5年間)

【目標】

- I 生きる力をはぐくむ読書習慣の形成
- II いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備

【重点方針】

- 新規 1 子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成
- 新規 2 子どもの読書への関心・意欲を向上させる取組の充実
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成
- 4 学校・家庭・地域における読書環境の整備と本に親しむ機会の充実
- 5 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進

1 目指す子どもの姿を明示し(第3章)、発達段階に応じた取組や支援を具体化(第4章)

目指す子どもの姿を明示。(読書を楽しみ、視野を広げ、考えたことを伝え、知識を活用できる子ども)
第3章に発達段階に応じた取組や支援の方向性を示し、第4章で具体的な取組を記載。

2 子どもの読書への関心・意欲を高める取組の充実(第4章)

第4章に異年齢や友人同士で読書への関心を高める取組やその普及啓発の充実を図る取組を記載。
子ども司書の育成やビブリオバトルの普及など県・市町村・学校の連携より取組を進める。

3 子どもの読書活動を支える人材の育成の推進(第4章)

読み聞かせグループ等の読書ボランティアや学校司書や図書館司書の資質向上の取組を記載。
質の高い研修の提供やボランティア団体や学校・公立図書館の情報提供の充実をはかる。

4 学校・家庭・地域における読書環境の整備と本に親しむ機会の充実(第4章)

学校・家庭・地域において、子どもたちが読書に対する関心や意欲を高める取組や支援について記載。
学校では全校一斉読書活動や授業での図書館活用、家庭では親子が共に読書を楽しむ機会の充実
地域では図書館や公民館等での取組に加え、ボランティアや地域学校協働活動推進員との連携を推進
障がいのある子どもの読書環境の整備(大活字本やマルチメディアDAISY図書などの整備)

5 読書への関心を高める普及啓発活動の推進(第4章)

ビブリオバトルや子ども司書育成の推進、「子ども読書の日」のイベントや郷土愛を育む取組の充実

1 令和元年度 大分県子ども読書活動推進連絡会議名簿

No	分野	備考
1	学識経験者	大学名誉教授
2	図書館関係者	大分県立図書館長（大分県公共図書館等連絡協議会会長）
3		公共図書館長
4	学校関係者	大分県学校図書館協議会長
5		大分県学校図書館協議会副会長
6		大分県私立幼稚園連合会理事
7	P T A関係者	大分県P T A連合会母親部員
8	民間団体関係者	ボランティア団体代表
9		読み聞かせグループ代表
10	市町村行政関係者	市町村社会教育・生涯学習課担当者
11		市町村学校教育課担当者
12	報道関係者	報道関係者

2 令和元年度 大分県子ども読書活動推進連絡会議担当者会名簿

No	所属	職名
1	県教育庁社会教育課 (生涯学習推進班)	指導主事兼課長補佐（総括）
2		主任社会教育主事兼課長補佐
3		主任
4	県教育庁義務教育課（義務教育指導班）	指導主事
5	県教育庁高校教育課（高校教育指導班）	指導主事
6	県教育庁特別支援教育課（指導班）	指導主事
7	県教育庁教育財務課（学校運営支援班）	主任
8	大分県立図書館（サービス課児童サービス担当）	主幹司書
9	県福祉保健部こども未来課（幼児教育・保育班）	主査
10	県生活環境部私学振興・青少年課（私学振興班）	主事

3 第4次大分県子ども読書活動推進計画策定に向けた諸会議日程

回	大分県子ども読書活動推進連絡会議担当者会	大分県子ども読書活動推進連絡会議
1	平成30年6月15日	平成30年7月10日
2	平成30年8月24日（書面会議）	平成30年10月11日
	平成30年11月9日（書面会議）	
3	平成30年12月21日	平成31年2月5日
4	令和元年7月23日	令和元年7月30日
5	令和元年9月13日	令和元年10月8日

「大分県長期教育計画」と「第4次大分県子ども読書活動推進計画」との関連

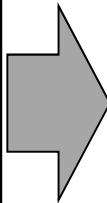
大分県長期教育計画 （「教育県大分」創造プラン2016）			第4次大分県子ども読書活動推進計画（新）		
基本目標		主な取組	章・節・項	ページ	項目番号・名称
基本目標1 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進	2	③ 豊かな心の育成 読書活動の推進	4章-3-(2) 学校 (小中高)	24	①学校における体制づくりの推進
				25	②学校における読書活動の充実
				25	③図書館を活用した授業の充実
			4章-2-(1) 地域 (図書館)	17	⑨学校図書館との連携・協力の推進
				4章-3-(2) 学校 (小中高)	27
			4章-2-(1) 地域 (図書館)	15	③子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実
				16	⑥障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実
				17	⑪調べ学習等への対応の充実
			4章-1-(1) 家庭	12	②乳児期からの早期読書習慣の形成に向けた支援の充実
				12	③親子で読書に親しむ機会の充実
			4章-2-(1) 地域 (図書館)	14	②読書に親しむ機会の提供
				16	⑧公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進
				17	⑨学校図書館との連携・協力の推進
				17	⑩読書ボランティアの養成と活動支援
			4章-2-(2) 地域 (公民館)	18	①読書に親しむ機会の充実
			4章-2-(3) 地域 (ボランティア)	20	③子ども読書に関わる機関や団体等の連携促進
			4章-3-(1) 学校 (幼稚園)	22	②絵本等に親しむ機会の充実
				23	④公立図書館やボランティア等との連携・協力の推進
				23	⑤異年齢交流による多様な読書機会の充実
			4章-3-(2) 学校 (小中高)	27	⑥家庭・地域との連携による読書活動の推進
28	⑦障がいのある子どもの読書活動の推進				
4章-4-(1) 普及啓発活動	30	①子どもの読書への関心を高める取組の充実			
目標指標		1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合	別表	32	目標指標① 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合

大分県長期教育計画委員会		第4次大分県子ども読書活動推進計画（新）			
月日	委員意見	章・節・項	頁	対応	
H30.8.18	小中学生と違い、高校生に1か月に1冊の本を読ませる時間の確保は難しいのではないか。目標指標としなくてもよいのではないか。高校生段階になれば、個人の興味関心の有無に任せてよいと思う。	3章-1	めざす子どもの姿	7	小中学生だけでなく、高校生においても、読書を通じ、読解力など様々な生きる基礎となる力を育み、読書だいすき大人に育てたいと計画を策定。
H30.8.18	高校で朝読書をする取組は、非常によいと思う。	4章-3-(2)	学校 (小中高)	25	学校における読書活動を充実させるために、一斉読書等を推進することを記載。
H30.8.18	学校図書館を活用した読書が少ないことは課題である。学校図書館に、子どもたちがリアルタイムに読みたい本が置いてあるのか疑問。	4章-3-(2)	学校 (小中高)	26	学校図書館の整備・充実を進めるために、計画的かつ組織的に適切な資料の選定や購入が行われるよう記載。
H30.8.18	学校図書館は開館していないと子どもたちが使用できないので、図書館業務に専念する司書教諭の専任配置をしてほしい	4章-3-(2)	学校 (小中高)	26	⑤学校図書館の人的配置の推進のために司書教諭の発令や役割の明確化、学校司書の専任配置の促進について記載。
H30.8.18	スマートフォンの普及により、文字を読む時間・機会は増えたと思うが、やはり素晴らしい文章に触れてもらうためにも、読書をしてほしいと思う。	3章-1	めざす子どもの姿	7	素晴らしい文章に触れ、様々な生きる基礎となる力を養ってもらいたいと「読書だいすき大分っ子～めざす子どもの姿～」を掲げ、計画を定めた。
R1.8.19	本を読むか読まないかを測る指標が必要なのか疑問に思う。本かどうかにこだわりをおかず、デジタルもOKにすれば数値は上がると思う。本自体を手取ることは重要ではないと思っているので、本を持った結果、どこを伸ばしてほしい、想像力を伸ばして欲しいとかがあると思うが、そこにダイレクトにいくような質問や指標にしたらいのではないかと。		指標	32	学力定着状況調査では、デジタルも含めた数値となっている。
R1.8.19	デジタルでよいかどうかなど、読書をどのように考えるかという根本的な問題となる。				
R1.8.19	本を読ませたい文字に触れさせたいということの意義が子どもたちに伝わっているのか	4章-3-(4)	学校 (小中高)		学校における読書活動の充実の中に、読書の意義を児童生徒へ伝えるよう記載。
R1.8.19	本を授業の中にとというのは非常に重要なこと。課題を読んで、人に説明して、ディスカッションするという取組を見た。他人に説明したり、何か新しい物を構築する力を養うのであれば、読書を通じて、もう一段階、授業の中に入れていくことが課題解決に繋がるのではないかと。	4章-3-(2)	学校 (小中高)	25	図書館を活用した授業の充実として、授業で効果的に図書資料や新聞が活用されるよう記載。
R1.8.19	本に触れあう機会としては、学校の図書館とか市や県の図書館になるだろうから、住んでいる地域や学校の図書館の蔵書数などに地域差がでてくると考える。	4章-3-(1)	地域 (図書館)	16	公立図書館相互や関係機関との連携・協力や学校図書館との連携・協力により、図書資料の共有化を図るよう記載。

大分県子ども読書活動推進計画の施策について

第3次計画(現行)

1 家庭における 子ども読書活動 の推進	①保護者の読書活動への理解の促進 ア)家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進 イ)広報紙等を通じた読書活動への理解の促進
	②家庭における読書活動への支援 ア)親子で読書に親しむ機会の充実 イ)家庭における読み聞かせ等に関する講座の充実 ウ)乳児のいる家庭での読書環境の充実
2 地域における 子どもの読書活動の 推進	(1) 図書館における取組
	①公立図書館の整備
	②読書に親しむ機会の提供 ア)子どもが本に親しむ機会の充実 イ)「子どもの読書週間」における取組の充実 ウ)広報紙・ホームページ等による情報提供の充実
	③子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実
	④子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化
	⑤図書館担当職員(司書)の研修の充実
	⑥障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実
	⑦情報化の促進
	⑧公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進 ア)市町村立図書館への支援と連携の強化 イ)関係機関等との連携・協力の促進
	⑨学校図書館との連携・協力の推進
	⑩読書ボランティアの養成と活動支援
⑪調べ学習等への対応の充実	
(2) 公民館・児童館等における取組	
①読書に親しむ機会の充実	
②読書環境の整備・充実 ア)子どもが読書に親しむ環境の整備 イ)図書室の整備・充実 ウ)公民館講座を通じた読書活動への理解の促進	
③職員の知識・技術の向上	
(3) ボランティア等における取組	
①情報収集・提供の充実	
②研修機会等の支援	
③子ども読書に関わる機関や団体等のネットワークの構築	
④「子どもゆめ基金」等の活用の促進	
3 学校等における 子どもの読書活動の 推進	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における取組
	①資料、設備の整備・充実
	②絵本等に親しむ機会の充実 ア)指導計画への位置付けの推進 イ)家庭との連携による読書活動の推進
	③教職員、保育士等の資質向上
④公立図書館や保護者、ボランティア等との連携・協力の推進	

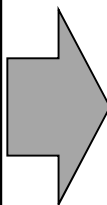


第4次(計画)

1 家庭における 子ども読書活動 の推進	①保護者の読書活動への理解の促進 ア)家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進 イ)広報紙等を通じた読書活動への理解の促進
	②乳幼児期からの早期読書習慣の形成に向けた支援の充実
③親子で読書に親しむ機会の充実	
④発達段階に応じた支援の充実	
2 地域における 子どもの読書活動の 推進	(1) 図書館における取組
	①公立図書館の整備・充実 ア)蔵書の整備・充実 イ)子どもが滞在できる部屋・コーナーの充実 ウ)図書館建設への働きかけ
	②読書に親しむ機会の提供 ア)発達段階に応じた読書機会の提供・充実 イ)「子どもの読書週間」における取組の充実 ウ)広報紙・ホームページ等による情報提供の充実 エ)企画展示の充実 ウ)発達段階に応じた推薦図書コーナーの充実
	③子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実
	④子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化
	⑤図書館担当職員(司書)の研修の充実
	⑥障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実
	⑦情報化の促進 ア)横断検索システムによる図書館資料の一元化 イ)公立図書館の情報化の促進 ウ)電子書籍の効果検証
	⑧公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進 ア)市町村立図書館への支援と連携の強化 イ)関係機関等との連携・協力の促進
	⑨学校図書館との連携・協力の推進
	⑩読書ボランティアの養成と活動支援
⑪調べ学習等への対応の充実	
(2) 公民館・児童館等における取組	
①読書に親しむ機会の充実	
②読書環境の整備・充実 ア)子どもが読書に親しむ環境の整備 イ)図書の整備・充実 ウ)公民館講座を通じた読書活動への理解の促進	
③職員の知識・技術の向上	
(3) 読書ボランティア等における取組	
①情報収集・提供の充実	
②研修機会等の支援	
③子ども読書に関わる機関や団体等の連携促進	
④「子どもゆめ基金」等の活用の促進	
3 学校等における 子どもの読書活動の 推進	(1) 幼稚園・保育所等における取組
	①資料、設備の整備・充実
	②絵本等に親しむ機会の充実 ア)指導計画への位置付けの推進 イ)家庭との連携による読書活動の推進
	③幼稚園教諭、保育士等の資質向上
	④公立図書館や読書ボランティア等との連携・協力の推進
⑤異年齢交流による多様な読書機会の充実	

第3次計画(現行)

3 学校等における子どもの読書活動の推進	(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組	①学校における体制づくりの推進 ア)学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり イ)教育計画および年間指導計画における位置付け ウ)年間活動計画作成の促進 エ)学校図書館の計画的な利用の促進 オ)学校図書館の充実に向けた指導と助言 カ)学校図書館についての情報提供の充実
		②読書習慣の確立・読書指導の充実 ア)各教科等における読書活動の促進 イ)朝読書、読み聞かせ等の読書活動の推進 ウ)推薦図書等の選定・活用 エ)読解力・情報活用能力の育成 オ)先進的な取組の紹介による読書活動の推進 カ)図書委員会活動の活性化
4 普及啓発活動		③学校図書館の整備・充実 ア)蔵書の整備・充実 イ)魅力的な図書資料等の充実 ウ)施設・設備の整備・充実 エ)学校図書館の情報化の促進
		④学校図書館活用推進のための人的配置の推進 ア)司書教諭の役割の明確化 イ)司書教諭の発令の促進 ウ)学校司書の配置の促進 エ)学校司書と司書教諭の連携の促進 オ)研修等の充実
		⑤家庭・地域との連携による読書活動の推進 ア)公立図書館との連携の促進 イ)家庭・地域との連携の促進 ウ)学校図書館の適切な開放の促進
		⑥障がいのある子どもの読書活動の推進 ア)読書指導の充実 a)教職員の専門性の向上 b)障がいの状態に応じた読書活動の充実 c)ボランティア等への支援の充実と連携の促進 イ)学校図書館の整備・充実 a)障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の充実 b)読書環境の整備・充実
		①「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発活動の推進
		②優れた取組の奨励
		③各種媒体による広報活動の推進 ア)ホームページを活用した広報活動の推進 イ)あらゆる機会を通じた広報活動の推進



第4次(計画)

3 学校等における子どもの読書活動の推進	(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組	①学校における体制づくりの推進 ア)学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり イ)教育計画および年間指導計画における位置付け ウ)年間活動計画作成の促進 エ)学校図書館の計画的な利用の促進 オ)学校図書館についての情報提供の充実
		②学校における読書活動の充実 ア)各教科等における読書活動の促進 イ) 一斉読書 等の読書活動の推進 ウ)推薦図書等の選定・活用 エ)先進的な取組の紹介による読書活動の推進 オ)図書委員会活動の活性化 カ)児童・生徒同士で交流する読書活動の推進
4 普及啓発活動		③ 図書館を活用した授業の充実
		④学校図書館の整備・充実 ア)蔵書の整備・充実 イ)計画的な資料収集と選定の組織づくり ウ)施設・設備の整備・充実 エ)学校図書館の情報化の促進
		⑤ 学校図書館 の人的配置の推進 ア)司書教諭の発令の促進 イ)司書教諭等の役割の明確化 ウ)学校司書の 専任 配置の促進 エ)学校司書と司書教諭等の連携の促進 オ)研修等の充実
		⑥家庭・地域との連携による読書活動の推進 ア)公立図書館との連携の促進 イ) 家庭との連携 の促進 ウ)地域学校協働活動推進員等による地域のボランティアやPTAとの連携の促進 エ)学校図書館の適切な開放の促進
		⑦障がいのある子どもの読書活動の推進 ア)読書指導の充実 a)教職員の専門性の向上 b)障がいの状態に応じた読書活動の充実 c)ボランティア等への支援の充実と連携の促進 イ)学校図書館の整備・充実 a)障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の充実 b)読書環境の整備・充実 ウ)学校司書の配置促進
		① 子どもの読書への関心を高める取組の充実 ア) 子ども読書リーダー(子ども司書等)の育成 イ)本の魅力を同世代に伝える取組の推進
		②普及啓発活動の推進 ア)「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発 イ)優れた取組の奨励 ウ) 各種媒体による広報活動の推進 エ)読書活動を通じた郷土愛の育成

第4次 大分県子ども読書活動推進計画 目標指標（案）

第3次計画（現行）

No.	指標名	3次計画 目標値	実績値	(年度)	達成率	次期計画
1	1か月に1冊以上本を読む 児童生徒の割合 (基礎・基本の定着状況調査(県調査)) (高:高校1年生の読書習慣に関する調査(県調査))	小5	93.9% (6.1%)	H30	93.9%	不読率に 変更して 継続
		中2	82.6% (17.4%)	H30	91.7%	
		高1	65% (35%)	H30	92.9%	
2	読書が好きな児童生徒の割合 (小・中学校:全国学力・学習状況調査〔H30年度項目 削除〕) (高校:高校教育課「高校1年生の読書習慣に関する調 査」)	小6	74.4%	H29	90.7%	継続
		中3	67.8%	H29	88.1%	
		高1	59.4%	H30	79.2%	
3	公立図書館における14才以下の子ども 1人あたりの児童書年間貸出冊数(県調査)	14.6冊	12.6冊	H30	86.3%	継続
4	読み聞かせ等グループの数 (県立図書館「読み聞かせ等グループ調査」)	350	289	H30	82.6%	情報交換や育 成に力点を 変更
5	推進計画を策定している市町村の割合 (大分県教育委員会:市町村における 「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査)	100%	94.4% 17市町村	H30	94.4%	R1年度に全市 町村で策定予 定のため削除
6	全校一斉の読書活動を週1回以上 実施している学校の割合 (文科省:学校図書館の現状に関する調査(小・中)) (文科省:学校図書館の現状に関する調査(高))	小学校	95.4%	H28	95.4%	継続
		中学校	52.0%	H28	55.3%	
		高校	35.0%	H28	87.5%	
7	学校図書館図書標準を達成している学校の割合 (文科省:学校図書館の現状に関する調査(小・中))	小学校	81.0%	H30	81.0%	継続
		中学校	67.2%	H30	67.2%	
8	学校図書館におけるボランティアと 連携している割合 (文科省:学校図書館の現状に関する調査(小・中))	小学校	79.5%	H28	82.8%	図書館・市町 村・学校の取 組に変更
9	小中学校における学校司書の配置割合 (県調査)	専任 配置	46.8%	H30	93.60%	専任・兼任合 わせて100%配 置されたため削 除
		兼任 配置	53.2%	H30		

第4次（計画）

No.	指標名	基準値 (H30年度)	目標値	
1	1か月に1冊も本を読まない 児童生徒の割合 (義務教育課:基礎・基本の定着状況調査) (高校教育課:高校1年生の読書習慣に関する調査)	小5	6.1%	1.0%
		中2	17.4%	7.0%
		高1	35.0%	25.0%
2	読書が好きな児童生徒の割合 (義務教育課:全国学力・学習状況調査) (高校教育課:高校1年生の読書習慣に関する調査)	小6	74.4% (H29)	82.0%
		中3	67.8% (H29)	77.0%
		高1	59.4% (H30)	67.0%
3	公立図書館における14才以下の子ども 1人あたりの児童書年間貸出冊数 (県立図書館:県内公共図書館状況調査)	12.6冊	14.6冊	
新 4	子どもの発達段階(乳幼児期・児童期・青年期)に応じた イベントを実施している公立図書館等の数 (県立図書館:県内公共図書館状況調査)	8 館	19 館	
新 5	子ども司書を育成している市町村数 (社会教育課調べ)	8 市町村 (R1)	18 市町村	
新 6	読書ボランティアなどを対象とした研修会を 実施している公立図書館等の数 (社会教育課調べ)	9 館	19 館	
7	全校一斉の読書活動を週1回以上 実施している学校の割合 (義務教育課:学校図書館教育の現状に関する調 査) (社会教育課調べ)	小学校	95.4% (H28)	100.0%
		中学校	52% (H28)	80.0%
		高校	35% (H28)	40.0%
新 8	学校図書館を活用した授業を学期に複数回計画的 に実施している学校の割合 (義務教育課:学校図書館教育の現状に関する調 査)	小学校	97.2%	100.0%
		中学校	86.9%	100.0%
9	学校図書館図書標準を達成している学校の割合 (義務教育課:学校図書館教育の現状に関する調 査)	小学校	81% (H28)	100.0%
		中学校	67.2% (H28)	100.0%